

川崎区役所生涯学習支援課施設管理事務等非常勤嘱託員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課に勤務する川崎区役所生涯学習支援課施設管理事務等非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）の職務等について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 この要綱において、嘱託員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員をいう。(職務)

第3条 嘱託員の勤務地ごとの職務は、別表1のとおりとする。

(定数)

第4条 嘱託員の勤務地ごとの定数は、別表2のとおりとする。

(任用及び任用期間)

第5条 嘱託員は、第3条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者の中から、川崎区役所まちづくり推進部長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

(任用条件の明示)

第6条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の条件を明示するものとする。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。また、更新する

場合は、30日以上前にその旨を本人に通知するものとする。

ただし、「川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱」（4川総雇第73号）の適用を受ける者は、満65歳に達した日以後における更新はできない。

- 2 市長が特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

（服務）

第8条 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

- 2 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 嘱託員は、その信用を傷つけ、又は嘱託員の職の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 嘱託員は、上司の許可があつた場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、嘱託員の服務については正規職員の例による。

（退職）

第9条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- （1）任用期間が満了した日
- （2）退職を願い出て承認があつた日
- （3）死亡したとき。

（解職）

第10条 嘱託員は、次のいずれかに該当するときは、市長はその職

を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日等)

第 1 1 条 嘱託員の勤務日は、週に 4 日とし、生涯学習支援課長の指定した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上、特に必要があるときには、生涯学習支援課長は、1 か月前までに勤務日及び 4 週間を通じて 1 2 日以上の日を指定するものとする。

3 嘱託員の勤務地ごとの勤務時間は、別表 3 のとおりとし、生涯学習支援課長が指定するものとする。

4 嘱託員の休憩時間は、前項の勤務時間の途中に 1 時間置くものとし、その割振りは別に定めるものとする。

(休日)

第 1 1 条の 2 嘱託員の休日は、次のとおりとする。

(1) 4 週間を通じて 1 2 日

(2) 前条第 1 項又は第 2 項の勤務日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に該当する場合は、当該勤務日から 2 週間以内の別に所属長が指定する日

(3) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日

(年次有給休暇)

第 1 2 条 嘱託員に対して、別表第 4 に掲げる区分に応じた年次有給

休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「年度」という。)の途中で任用された嘱託員については、その年度内における任用期間に応じて別表第5に規定する日数を付与することができる。

- 2 第7条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第14条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第15条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第16条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

- 2 第1種報酬の月額は、170,000円とする。
- 3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。
- 4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償

額並びにその支給条例(昭和 22 年川崎市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 1 条第 3 項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

- 5 前各項に規定する第 1 種報酬及び第 2 種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第 1 種報酬)

第 17 条 嘱託員が月の途中において任用された場合の当該月の第 1 種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第 19 条に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の第 1 種報酬月額から減額する。

- 2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第 1 種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第 19 条に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の第 1 種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第 1 種報酬の減額)

第 18 条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない 1 時間につき、次条に定める勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を減額して支給する。

- 2 前項の場合において、勤務しない時間数に 30 分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額)

第 19 条 嘱託員の勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額は、1,353 円とする。

(費用弁償)

第 20 条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和 22 年川崎市条例第 21 号)別表の 4 等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和 37 年川崎市条例第 50 号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第 21 条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に通勤しない場合、当該期間に対する第 1 種報酬及び第 2 種報酬は支給しない。

(社会保険の適用)

第 22 条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の定めるところによる。

(健康診断)

第 23 条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第 24 条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他関係法令の定めるところによるもののほか、

川崎区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

勤務地	職務
所在地：川崎区富士見 2-1-3 川崎市教育文化会館 (以下「教育文化会館」という。)	(1)施設・設備等の点検・整理 に関すること。 (2)文書事務・物品管理事務等 の庶務業務に関すること。
所在地：川崎区大師駅前 1-1-5 川崎大師パークホームズ 2 階 川崎市教育文化会館 大師分館 (以下「大師分館」という。)	(1)受付窓口、施設貸出等の管 理業務に関すること。 (2)社会教育の振興及び団体 育成に関すること。

所在地：川崎区追分 16-1 カルナーザ川崎 4階 川崎市教育文化会館 田島分館 (以下「田島分館」という。)	(3)図書館閲覧奉仕、図書館整備業務に関すること。
--	---------------------------

別表第2(第4条関係)

勤務地	定数
教育文化会館	1名
大師分館	各6名
田島分館	

別表第3(第11条関係)

勤務地	勤務時間
教育文化会館	午前8時30分から午後4時45分
大師分館	(1)午前8時45分から午後5時00分
田島分館	(2)午前9時45分から午後6時00分 (3)午後1時00分から午後9時15分 割振りについては、生涯学習支援課長が指定する。

別表第4(第12条関係)

1週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日

別表第5(第12条関係)

1週間の 勤務日数	任用期間月ごとの休暇日数						
	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4日	7日	3日	3日	2日	2日	1日	1日